明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○行方不明者発見活動に関する規則
（国家公安委一三）　一

〔告　示〕
○小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件
（農林水産一七五八）　五五
○高速自動車国道に関する件
（国土交通一二八五～一二八九）　五六

〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　五九
平成二十一年度土地区画整理士技術検定合格者（国土交通省）　五九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
独立行政法人日本学生支援機構入札、西日本高速道路株式会社工事開始、特定計量器型式承認関係　六二
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六三
会社その他
会社決算公告　六四

規　則

○国家公安委員会規則第十三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、行方不明者発見活動に関する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

国家公安委員会委員長　中井　洽

行方不明者発見活動に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第五条）　六七
第二章　行方不明者届の受理等（第六条―第十一条）　六七
第三章　行方不明者の発見のための活動　六八
第一節　一般的な発見活動（第十二条―第十九条）　六八
第二節　特異行方不明者の発見活動（第二十条―第二十四条）　七〇
第四章　行方不明者の発見時の措置（第二十五条―第二十九条）　七一
第五章　雑則（第三十条）　七二
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、個人の生命及び身体の保護を図るために行う行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等（以下「行方不明者発見活動」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第六条第一項の規定により届出がなされたものをいう。

2　この規則において「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者

二　少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれがある者

三　行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命にかかわる事故に遭遇しているおそれがある者

四　遺書があること、平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者

五　精神障害の状態にあること、危険物を携帯していることその他の事情に照らして、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者

六　病人、高齢者、年少者その他の者であって、自救能力がないことにより、その生命又は身体に危険が生じるおそれがあるもの

（行方不明者発見活動の基本）

第三条　行方不明者発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一　行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること。

二　行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

三　行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないよう配慮すること。

四　関係都道府県警察及び警察の各部門が緊密に連携することにより、警察の組織的機能を十分に発揮すること。